質　問　回　答　書

令和８年１０月２３日

事業者各位

常　総　市　長

（公 印 省 略 ）

案件名：常総市外国語指導助手管理等業務委託公募型プロポーザル

番号	質問の場所	質　問　事　項	回　　答
1		過去3年間（R6・7・8年度）の契約業者との契約金額（税別）をご教示ください。	・R6年度～R8年度 （株）リンク・インタラック水戸支店 125,452,800円（税別） ・R8年9月～R9年3月（拡充分） （株）アチーブゴール 18,650,000円（税別）
2		従来のALT講師派遣業務から、外国語指導助手管理等業務委託へ契約形態を変更された背景や目的についてご教示ください。また、今回の方式への変更により、特に実現を目指していることや、受託者に期待する役割についても併せてご教示ください。	普通交付税措置を受けることで、従来と変わらない予算でALTを倍増することが見込まれるからです。 今回の方式への変更により、幼稚園や各校に１名以上のALTが常駐し、幼児期から中３までのすべての発達段階において日常的に英語に触れることができる環境の整備を目指しています。受託者及びALTには、その実現に向けて授業の内外で積極的に関わりながら子どもたちの良質なアウトプットを引き出したり、ネイティブ英語の音やリズムを体感させたりする役割を期待します。
3	仕様書　P1 3 主たる業務内容 ア（イ）	オンラインによる海外自治体との交流協定の締結について、実施時期はいつ頃を想定されているかご教示ください。	協議によります。

4	仕様書　P1 3 主たる業務内容 (1) ア（イ）	オンラインによる海外自治体との交流協定の締結について、市側の参加者や実施形式、当日の進行など、現時点で想定されている実施イメージをご教示ください。	現時点で想定しているものは仕様書のとおりです。その他は今後の協議により決定します。
5		給料、社会保険等の費用、通勤費以外は、請負業者負担という理解でよろしいでしょうか？また、ビザ更新が発生する場合のそれに係る費用はALT本人もしくは、請負業者負担のどちらになりますか？	給料等についてはご認識のとおりです。 ビザ更新費用の負担主体については指定いたしません。事業者の判断に基づき決定してください。
6	仕様書　P2 3 主たる業務内容 (2) イ（ア）	住居についての契約及び費用については、ALT本人負担になるか、請負業者負担になるかご教示ください。	事業者の判断に基づき決定してください。
7	仕様書　P2 3 主たる業務内容 (2) ア	会計年度任用職員採用試験について、実施方法、内容、実施期間までのスケジュール等をご教示ください。	契約交渉権者にお知らせします。
8		万が一、退職等で欠員が生じた際、後任のALTを招致するために係る費用は、この見積費用に含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、病欠等で出勤ができなくなった場合の代理ALTは、今回招致された22名の中で代理配置するという認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
9	実施要領　P3 (4)企画提案書等の提出 表中1	「本業務に類似する業務を含む」と記載がございますが、当該案件だと参加出来る業者が絞られる事になりますが、これについてお考えをお聞かせ下さい。	本業務に対応可能な業者を選定したいと考えております。

10	実施要領　P13 業務の概要 (3)業務期間 ア	「交流協定締結支援業務」と記載がありますが、本支援業務の契約締結から業務開始まで短いと考えますが、海外締結先の候補が既に決まっているのであれば、ご教示ください。	未定です。
11		外国自治体との協定に基づき招致したALTを貴市が直接任用し、受託者が受入れ・管理業務を担う本スキームについて、職業安定法との関係を茨城労働局等の関係機関に確認されていましたら、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。	確認していません。
12		受託者が行うALT候補者の募集・選考支援について、職業安定法上の職業紹介事業の許可等が必要となる業務として想定されていますでしょうか。必要となる場合、参加資格や契約条件とし、求められておりますでしょうか。	特に想定しておりませんので、協議によります。
13		普通交付税措置の要件との関係で、受託者が協定先自治体から斡旋団体としての指定を受けることや、受託者と協定先自治体との間で協定等を締結することを想定されていますでしょうか。	ご認識のとおりです。
14		民間事業者が招致・受入支援に関与する本スキームについて、普通交付税措置の要件を満たすことを総務省または茨城県に確認されていましたら、ご教示いただけますでしょうか。また、万一要件を満たさないと判断された場合の契約の取扱	確認していません。契約締結後の取り扱いに変更等は生じないものと認識しています。

		いについて、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。	
15	実施要領 P1	3.業務の概要(4)見積上限額について、「イ 外国語指導助手管理業務」の予算上限金額について、提案内容を構想する上で参考とするため、予算の内訳についてご教示ください。	ALT１名あたりの管理費3,630,000円×22名×３年間の金額です。
16	実施要領 P2	5.プロポーザルへの参加の手続 について、令和9年4月までの期間の中で、関連予算の予算取り、議会承認、調印式等々のプロセスを経るには少々タイトなスケジュール感であるという印象ですが、議会承認は何月の議会で得る予定なのか、調印式はいつ頃までに実施予定かといったスケジュールの目途についてご教示ください。	議会承認は必要ないものと考えています。調印式は受託業者選定後に協議の上決定します。
17	仕様書 P1	1.目的 について、「外国自治体との交流協定を締結」とありますが、外国自治体選定の判断材料のため、具体的に自治体が望む交流内容についてご教示ください。 もしくは、外国語指導助手の誘致自体が目的である場合は、その旨もご教示ください。	提案に基づく協議によります。
18	仕様書 P1	2.契約期間 (2)履行期間 について、契約年度は令和12年3月31日までを想定されていると思いますが、万が一次回の契約更新の際に受託業者が変更される場合、今回締結した外国自治体との交流協定はどのように扱われる予定か、想定されている対応についてご教示く	現時点で特段想定していません。

		ださい。	
19	仕様書 P1･P2	3.主たる業務内容(1)交流協定支援業務-イ交流協定の締結に係る条件 について、「交流協定は，普通交付税に関する省令（昭和３７年自治省令第１７号）第９条第１項の表中市町村の項第１５号地域振興費に規定する『外国自治体との自治体間交流及び外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員』を斡旋し，又は承認することができる外国自治体と締結すること』とありますが、外国語指導助手の斡旋について、実際に協定を結んだ外国自治体出身の講師でなくても良いという認識でよろしかったでしょうか。 また、その場合、今年度9月より追加で採用された5名の外国語指導助手について、次年度引き続き契約更新される予定となるのか、ご教示下さい。	必ずしも当該自治体の出身でなければならないとの認識はありません。 追加採用の５名に係る派遣契約の更新はありません。
20	仕様書 P1・P2・P4	3.主たる業務内容(1)交流協定支援業務-イ交流協定の締結に係る条件 には、「交流協定を締結する外国自治体は、母国語または公用語が英語であること」とありますが、4 外国語指導助手(6)資格要件 には、「英語を母語とするもの又はCEFR B2以上に相当する能力を有する者」とあります。 こちらは同様の意味かと推測しますが、資格要件の「英語を母語とする」という表現には、「英語を母国語とする」と	ご認識のとおりです。

		いう意味合いも含まれているという認識でよろしいでしょうか。	
21	仕様書 P2	3.主たる業務内容(2)外国語指導助手管理業務-ア候補者の誘致 について、「本市の会計年度任用職員採用試験を受けられるように」とありますが、こちらの採用試験の内容や実施時期などの詳細についてご教示ください。 また、候補者誘致の上で、候補者及び外国自治体への説明責任として、今回の外国語指導助手の雇用条件（給与や制度待遇等）についてもご教示ください。	会計年度任用職員採用試験につきましてはNo.7の回答と同様。 雇用条件については交渉権者との協議によります。
22	仕様書 P2・P3	3.主たる業務内容(2)外国語指導助手管理業務-エ勤務の支援 について、「小中学校及び幼稚園に於いて良好に勤務できるように必要な支援、管理等を行うこと」とありますが、スケジュール上、誘致される外国語指導助手について、幼稚園の就労のためには資格外活動許可の取得が必要になることが想定されているはずですが、幼稚園の勤務は何月頃から開始されることを想定されているか、ご教示ください。	協議によります。
23	仕様書 P3	3.主たる業務内容(2)外国語指導助手管理業務-エ勤務の支援(ア)研修の実施 について、こども性暴力防止法に伴う日本版DBSの研修の実施について、4月1日の勤務開始前に実施が完了しており、茨城県に報告	協議によります。

		する必要があると考えておりますが、こちらの研修実施、および県への報告の責任は受託者側に帰するものかどうか、ご教示ください。また、上記研修の実施方法と時期についてもご教示ください。	
24	仕様書 P3	3.主たる業務内容(2)外国語指導助手管理業務-エ勤務の支援(ウ)服務の管理 について、勤務実績の報告等必要な服務の管理を受託者側が実施するよう記載がありますが、受託業者や担当コーディネーターが、市の直接雇用である外国語指導助手に直接的な業務指揮命令を行っていたり、業務・労務管理を委託している形は、偽装請負や労働者派遣法、地方公務員法に抵触しているリスクがあると考えておりますが、御市のお考えについてご教示ください。	適正に法令を遵守して相互に契約内容を履行すべきものと考えます。
25	仕様書 P4	4.外国語指導助手(6)資格要件ア～オ について、仕様書にもご記載の通り、基本的には外国語指導助手の資格要件の確認の責任は受託者側に帰するものと考えておりますが、御市の会計年度任用職員として雇用されるにあたり、御市でも外国語指導助手の資格要件に適しているかどうかをご確認されるかどうかについて、ご教示ください。	会計年度任用職員採用試験の際に、本市でも確認します。
26	仕様書 P4	5.特記事項 について、講師が当日欠勤したり、年度途中の退職が発生した場合、欠員が発	今回採用する22名の中で、複数配置の学校から配置換えを行う等の対応を想定しております。

		生している日の対応について想定されていることをご教示ください。	
27	仕様書 P5	別紙（就業場所）について、おひさま幼稚園が含まれておりませんが、こちらについては相違ございませんでしょうか。	相違ありません。